

経済産業省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
87	A	権限移譲	07_産業振興	中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定権限及び経営力向上計画に係る認定権限の移譲	中小企業が策定する本業の成長に関する経営力向上計画について、事業分野別指針の策定及び同計画の認定に関する権限の広域連合への移譲を求める。	事業者が作成する経営力向上計画に係る事業分野別指針については、国が全国一律に策定しており、地域の特性を考慮するものとなっておらず、地方の人材の受け皿となる中小企業の経営力強化が効果的に図られない。 中小企業の本業の成長は、地方の雇用や人口移動に密接に関連しており、地方が主体となって事業分野別指針を策定し、経営力向上計画の認定を行う必要があるが、東京圏に次ぐ大都市圏である関西圏では、京阪神を中心に府県域を越えて広がる生活・経済圏が形成されている。 関西の府県・指定都市で構成する当広域連合は、関西各地域の構成団体の特性を活かして関西共通の事業分野別指針を策定することが可能であり、事業分野別指針の策定権限移譲の受け皿として適切である。あわせて、経営力向上計画の認定を一体的に行うことにより、地域での一体的・総合的な事務執行が可能と考える。 なお、平成29年に事業分野別指針策定は国(主務大臣)が行うものとしつつ経営力向上計画の認定権限の都道府県知事への移譲を求める提案がなされているが、今回の提案は事業分野別指針策定権限と経営力向上計画認定権限の一体的な移譲を求めるものであること、移譲を求める先が都道府県ではなく、複数の府県・指定都市が加入し、区域に関西圏を包含する当広域連合であることから、平成29年の提案とは趣旨が異なるものである。	広域連合に移譲する事により、全国一律の指針ではなく、地域自らが特徴を踏まえた中小企業の経営力強化に資する指針の効果的な策定等が可能となり、人材の受け皿となる地方の中小企業の体力強化が図られる。 また、複数府県に跨がるものの経営革新計画の承認権限の広域連合への移譲と合わせることで、地域での一体的、総合的な事務執行が可能となり、事業者等の利便性の向上が図られる。	中小企業等経営強化法第16条、第17条、18条 経営力向上に関する命令第1条、第2条	警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	関西広域連合			・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、全国の中小企業等の経営力向上の支援を目的として、平成28年7月より制度を開始した。仮に事業分野別指針の策定や経営力向上計画の審査・認定に係る権限を貴連合に移譲する場合、制度の対象が貴連合に所属する2府6県4市の中小企業等に限られることから、本制度を全国で統一的に運用し、全国の中小企業等の経営の向上を図ることが困難となるおそれがある。 また、事業分野別指針の策定や、当該指針を踏まえて作成される経営力向上計画の審査・認定を国で実施すべき理由については、以下のとおりである。 ・事業分野別指針については、①事業環境の変化(景気回復により高付加価値な商品の需要が高まり、これまでの低コスト化から高付加価値化に商品構成や商品の内容を変化させる必要が生じた等)やその他の事情(政府としての政策的優先順位の変更等)により当該業種において取り組むべき経営力向上の内容に変化があった場合に変更するものとしていること、②関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたPOCAサイクルを奏効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが、法案審議の際の国会附帯決議(第190回国会開法第48号 附帯決議)でも求められたことから、全国レベルで事業環境や政策状況の変化を把握でき、事業分野ごとの汎用的な知見を有する各事業所管大臣が策定することが適当である。 ・経営力向上計画については、上述のとおり最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが国会附帯決議で求められており、中小企業の生産性向上に関する最新の取組事例等を、国側で一次情報として常時把握する必要があることから、国が計画を直接審査・認定することが適当である。	本提案の主旨は、中小企業等経営強化法の現行の運用スキームを前提としつつ、中小企業等が、地域の特性にも配慮された事業分野別指針を参照しながら経営力向上計画を策定できるようにすることにより、地域の中小企業等の経営力向上につなげようとするもの。 また、制度開始5年経過後も未だに事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在することから、関西経済の強みを伸ばしたり、弱みを補ったりできる事業分野を中心に事業分野別指針を新たに策定し、当該事業者団体、経営革新等支援機関等と協力して当該事業を営む中小企業等に経営力向上計画の策定を促すことにより、本制度を活用する中小企業等の増加を図ることができると考える。なお、事業分野別指針が策定されていない分野でも、基本方針に適合すれば、経営力向上計画の認定は可能であるが、中小企業等の経営力を向上させ更なる成長を促すという目的を達成するためには、事業分野に特化した指針に照らして適切な経営力向上計画を作成し、実行することが、より効果的であると認識している。 権限移譲後は、国会附帯決議に鑑み、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供しつづけるよう、国において現に行われている関係府省間及び各府省の本府省・地方支分部局間の連携と同様に、関西の中小企業等の生産性向上に関する最新の取組事例等の一次情報、関西地域の事業環境の変化等を速やかに把握して国と情報共有するとともに、国から他地域の一次情報、全国的な政策状況の変化等の情報提供を受けると、国との積極的な連携に努めていく。 経営力向上計画の審査・認定については、事務を担うために必要となる体制を確保しつつ、当広域連合が事業分野別指針の策定と一体的に運用することにより、関西地域におけるPOCAサイクルの実効性を確立できる。あわせて、上記の国との情報共有により、関西地域のためのみならず、全国の中小企業等の経営力向上への寄与に資することも可能。 以上を踏まえれば、中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定等に関する事務・権限を当広域連合に移譲することにより、中小企業者等の更なる経営力向上に向け、地域での一体的・総合的な対応が図られ、「中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資する」(同法第1条)ことができるものと考えており、是非とも前向きにご検討いただきたい。	

経済産業省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○関西地域が首都圏に次ぐ規模の経済圏であり、関西経済の発展が地域経済に留まらず日本全体の国益に資するという観点から、いわば国家戦略特区のようなイメージで、関西地域に係る事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に関する事務・権限を関西広域連合に移譲することを検討いただきたい。</p> <p>○制度の全国統一的な運用及びPDCAサイクルの確立については、事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に係る事務・権限を移譲した上で、国と事務・権限の移譲先とが密接に連携を図ることにより、担保することが可能ではないか。</p> <p>○現状、国において事業分野別指針が策定されていない分野について、関西広域連合又は都道府県が当該分野に対応する指針を追加的に策定できるようにすることも検討いただきたい。</p>	<p>事業分野別指針は、計画認定を行うに当たっての基準となるものであることから、認定を受けた全国の事業者間での不公平が起きないようにする観点から、国が当該事業を取り巻く事業環境を踏まえた全国大での事業分野別指針を策定することが適当である。また、国会の附帯決議(第190回国会閣法第46号 附帯決議)においては、「関係府庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めること」とされているところ。</p> <p>御指摘のとおり、現時点において、事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在することから、策定の要望が強い事業分野については、当該事業を取り巻く事業環境も踏まえ、新たに事業分野別指針を策定することを検討する。</p> <p>また、現在の計画認定業務の状況は、平成28年7月以降、令和3年3月末時点で120,131件を認定していることに加えて、貫連合の所管地域(8府県)においては、現時点で、毎月440件以上のペースでの新規認定業務があるほか、計画変更に係る審査業務も発生しているところ。</p> <p>したがって、仮に計画認定に関する権限を移譲する場合には、標準処理期間である30日以内に処理することが必要であることに加えて、計画の審査には、業種ごとの専門的な知見が求められることから、これに対応するための十分な体制を構築していただく必要がある。</p> <p>御要望を実現するためには上記の対応を踏まえた上で、法律改正まで必要となる。引き続き、これらのことを踏まえながら、検討していきたい。</p>	<p>5【経済産業省】 (4)中小企業等経営強化法(平11法18) 事業分野別指針(16条1項)に関し、当該指針が定められていない事業分野については、複数の都道府県が加入する広域連合及び都道府県の意見を踏まえつつ、新たに事業分野別指針を定めることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省)</p>			<p>事業分野別指針に関する各都道府県の意見を確認するため、各都道府県へのアンケート調査を行った(調査の依頼を8月1日に発出、8月26日提出期限で実施)結果、新たに事業分野別指針を希望する都道府県はなかった。そのため、策定の要望が強い事業分野は現状はないと判断せざるを得ず、新たな事業分野別指針の策定は行わない。</p>	